

★ジョン・ロールズ『正義論』★

☆著者略歴

1921 年—2 月 21 日、ジョン・ボードリー・ロールズ、メリーランド州ボルティモアに生まれる。5 人兄弟の次男であり、兄は 6 歳年上のウイリアム・ストウ。のちに 3 人の弟が生まれる。父はウイリアム・リー・ロールズ（弁護士資格所有、ボルティモアで指折りの事務所を開業していた名士）、母はアンナ・アベル・ロールズ（ボルティモア近郊の富豪出身、「女性有権者同盟」支部長を務める）であり両親ともリベラルな政治信条の持ち主。

1927 年—私立カルヴァート・スクール初等科に入学。

1933 年—初等科を卒業。卒業生総代を務める。

1933~35 年—公立ローランド・パーク中学校に通う。

1935~39 年—私立寄宿制高等学校ケント・スクールで学ぶ。

1939 年—プリンストン大学入学。フットボール部に入部。図書館で第 1 次大戦の文献を読みあさる。

1941 年—哲学を主専攻に選ぶ。レポートを担当教員マルコムから突き返される。

1942 年—マルコムの講義を受け「悪の存在」との格闘を始める。

1943 年—プリンストン大学を半期繰り上げ卒業。アメリカ陸軍に入隊。

1945 年—ニューギニア、フィリピンを転戦し、占領軍の一員として日本の地を踏み、除隊。「すっかり戦争嫌いになる」。

1946 年—プリンストン大学大学院に進学。父親と死別。

1947~48 年—コーネル大学給費生となりマルコムとブラックに師事。

1949 年—6 つ下のマーガレット・ウォーフィールド・フォックスと結婚。

1950 年—学位請求論本「倫理の知の諸根拠に関する研究」で博士号取得。プリンストン大学哲学講師に就任（～52 年）。同大学の経済学者ボーモルのゼミに出席、近代経済学やゲーム理論を学ぶ。長女アン・ウォーフィールド誕生（現在はウェイン大学社会学教授）。

1951 年—この頃までに「原初状態」の着想を得る。最初の活字論文「倫理における決定の手続きの概要」。

1952~53 年—フルブライト研究員としてイギリスのオックスフォード大学に留学、ハート、バーリンらと交流。

1953 年—コーネル大学助教授に任命され、ニューヨーク州イカサに転居。

1954 年—長男ロバート・リー誕生（現在は健康器具会社を経営）。母親と死別。

1955 年—出世作「二つのルール概念」。次男アレクサンダー・エモリー誕生（現在は建築職人）。

1956 年—コーネル大学準教授。

1957 年—次女エリザベス・フォックス誕生（現在は小説家）。12 月のアメリカ哲学会東部

総合政策学部 4 年
学籍番号 : 70806181
ログイン名 : s08618mn
野原将司

支部シンポジウムで「公正としての正義」を報告。

1958 年—論文「公正としての正義」。

1959~60 年—ハーヴァード大学臨時講師。

1960 年—マサチューセッツ工科大学教授 (～62 年)。

1962 年—ハーヴァード大学教授。

1963 年—論文「憲法上の自由と正義の概念」および「正義感覚」。

1964 年—論文「法律上の責務とフェアプレイの義務」。

1965 年—「プラント編『社会正義』書評」。

1966 年—アメリカ政治学会で「市民的不服従の正統化」を報告。

1967 年—論文「分配の正義」。ワシントンのベトナム反戦集会に参加。12 歳年下の弟リチャード・ハウランド没。5 人の兄弟は兄と本人だけになる。

1968 年—論文「分配の正義—若干の補遺」。

1969 年—「戦争の諸問題」を講義、ベトナム戦争を事例に使う。

1969~70 年—スタンフォード大学高等研究センターに滞在、『正義論』の最終原稿に手を入れる。

1970 年—ハーヴァード大学に戻り、哲学科主任を務める。

1971 年—『正義論』刊行。

1972 年—ニューヨークタイムズ書評新聞、『正義論』を年間ベスト 5 に選定。

1974 年—論文「道徳理論の独立性」。ハーヴァード大学のジョン・カウルズ記念講座教授に就任。ノージック『アナキー・国家・ユートピア』。

1974~75 年—長期休暇をミシガン大学で過ごす。

1975 年—論文「カント的な平等観」。

1978 年—論文「主題としての基礎構造」。

1979 年—ハーヴァード大学のジェームズ・ブライアント・コナント記念講座教授に就任 (アローの後任)。

1980 年—論文「道徳理論におけるカント的構成主義」。セン「何の平等か?」。

1982 年—論文「基本的諸自由とそれらの優位性」。論文「社会の統一性と基本財」。サンデル『リベラリズムと正義の限界』。ギリガン『もうひとつの声』。

1983 年—縄跳びでアキレス腱を傷め、日課にしていたジョギングを自転車こぎに切り換える。ウォルツァー『正義の諸領域』。ハーバマス『道徳意識とコミュニケーション行為』。

1986 年—オックスフォード大学で短期在外研究。

1991 年—ハーヴァード大学名誉教授に叙される。

1993 年—『政治的リベラリズム』刊行。アムネスティ・インターナショナル講演会で「諸民衆の法」を報告。

1995 年—論文「ハーバマスに答える」。『ディセント』誌上シンポジウムで「広島への原爆投下は道徳的に不正だった」と明言。ハーバマス「理性の公共的使用による宥和」。

1996 年—『政治的リベラリズム』増補版刊行。

1999 年—全米学術基金より勲章授与。『論文集』、『正義論』改訂版および『諸民衆の法』刊行。

2000 年—『道徳哲学史講義』刊行。

2001 年—『公正としての正義 再説』刊行。

2002 年—11 月 24 日、マサチューセッツ州レキシントンの自宅で心臓発作のため逝去。

❖ 主要著作（邦訳されたもの）

『公正としての正義』（田中成明編訳、木鐸社、1979 年）

『政治的リベラリズム』（〔原著 1993 年〕福間聰／神島裕子訳、筑摩書房、準備中）

「秩序ある社会」（〔原著 1975 年〕藤原保信訳、岩波書店編集部編『現代世界の危機と未来への展望』岩波書店、1984 年、所収）

「『正義論』フランス語版序文」（〔原著 1986 年〕川本隆史・米谷園江訳、『みすず』1993 年 4 月号、みすず書房）

「原爆投下はなぜ不正なのか」（〔原著 1995 年〕川本隆史訳、『世界』1996 年 2 月号、岩波書店）

『正義論 改訂版』（〔原著 1971 年〕川本隆史／福間聰／神島裕子訳、紀伊国屋書店、2010 年）

❖ ロールズという人物ⁱⁱ

・女性参政権運動家だった母親と弁護士の父親を持つロールズは、男女平等の信念と人種や階級による差別を嫌悪する姿勢を早くから植え付けられた

・1930 年代アメリカ・・・「富の再配分」を要求する政治運動や「社会正義」を叫ぶラジオ放送の説教師、老齢者の特別の保護を訴える医師などが登場して、少なからぬ支持者を集めていた⇒川本（2005）は、こうした時代を生きた少年ロールズの体験と、『正義論』の結びつきを指摘する

・大学時代はフットボール、レスリング、テニスの万能選手さった兄に負けまいと各種スポーツに打ち込み、新入生ながらフットボールチームへの加盟を認められた

・学業では、主専攻をどれにするかで迷い、最終的に哲学にたどり着いた

❖ 『正義論』ポイントⁱⁱⁱ

・「ロック、ルソー、カントが提唱した伝統的な社会契約説を一般化・抽象化すること」により、この理論の致命的な欠陥を克服し、「功利主義にとってかわるべき体系的な正義論を

提出しよう」とする

・<構成>

第一部

★「公正としての正義」および「正義の二原理」が、功利主義や直観主義の正義観の欠如を克服する代替構想として正当化される。

★反照的均衡 (reflective equilibrium)

⇒・『正義論』の方法論の核心／・「しっかりした道徳判断」と「道徳原理」との相互調整過程を通じて達成される理想状態であって、かつ判断と原理とを照らしあわせながら、両者の適合を自覚的に追及する

★社会契約説 VS 功利主義

⇒①前者は正義の至上性についての私たちの核心を健全なものと受け入れるけれども、後者はその核心をせいぜい社会的に有用な幻想として説明するにとどまる。／②功利主義だと一人の人間の選択原理を社会にまで拡張するのに対して、公正としての正義は正義の諸原理それ自体を原初的な合意の対象だと仮定する。／③公正としての正義は目的論的ではないのに、功利主義は目的論的な理論だという点にある。／④公正としての正義は、正義の諸原理によって規制された互恵的な利益のための協力事業こそが社会だと考え、功利主義は、満足を最大化するために社会的資源を効率的に管理する営みを社会と等置する。

第二部

★正義の二原理を法、経済、政治といった社会制度に適用して、その実行可能性を裏付ける。

★法システムとは、<人びとの行為を規制し社会的協力の枠組みを提供するための、合理的な人びとを名宛人とする公共的ルールの強制的秩序>にほかならず、こうした正義の観点から、立憲民主性の基本原理である「法の支配」も再定義されなければならない。

★分配の正義を実現させるために政府が果たすべき 4 つの機能

[1] 配分部門

⇒競争的な価格システムが有効に作動し、市場における不当な権力の集中を防止。

[2] 安定化部門

⇒完全雇用の実現を目標とする。

[3] 移転部門

⇒ソーシャル・ミニマムの保証を任とし、そのために住民のニーズを把握。

[4] 分配部門

⇒徴税および所有権の調整という手段を駆使して、分配の正義にむかって可能な限り接近。

★正義を実現すべき自然的義務=正義の二原理を満たす制度編成を支持・促進する義務。

★多数決ルール⇒正義の諸原理によってあらかじめ定義された一定の諸目的を実現するための、最も実行しやすい方法。

- ★多数派の政治的見解に正当な異議申し立てをおこなう回路の必要性。
⇒「市民的不服従」は、民主主義の道徳的基礎を考えようとするどんな理論にとっても、決定的なテスト・ケース。
- ★「市民的不服従」が正当化される最低条件
⇒不服従者が抗議する不正義が、(一) 平等な市民権の自由、あるいは機会均等に対する明白な侵害であり、(二) 正常な政治的反対にもかかわらず、長期間にわたって多かれ少なかれ故意になされてきた侵害である場合に限られる。

第三部

- ★みずから正義論を善の理論や道徳発達の心理学とつきあわせながら、「公正としての正義」と「合理性としての<善さ>」が適合関係にあることを説いて、理論の安定性を論証しようとする。
- ★「善の希薄理論」
⇒善の濃密な内容を記述せず、必要最小限度の説明にとどめる理論。
- ★「善の希薄理論」よりも包括的な善の説明
⇒善を「合理的人生計画」という観点から定義（合理的な人生計画をもつ一個人にとって、求めることが合理的であるような望ましい特性を有していることが立証されるならば、その対象は当人にとって善なるものである）。
- ⇒ある人の合理的な計画がその人の善を決定する。
- ⇒ある個人にとって合理的な計画=彼が「熟慮に基づく合理性」(deliberative rationality)を介して選択するような計画。

★自尊心

- ⇒幸福の要素
⇒①自分自身に価値があるという感覚／②自己のもくろみを果たす能力に対する自信

★恥辱

- ⇒ある人が自尊心を傷つけられたときに抱く感情以外のものではない。
- ★正義や<正しき>の諸原理が原初状態において選択されるべき原理であるのに対して、合理的選択の諸原理は原初状態での選択の対象ではない。

★道徳的発達の理論

第一段階<権威の道徳性>

称賛される徳目は、権威をもった人びとに対する服従、謙遜、忠誠であり、主たる悪徳は、不服従、反逆、無鉄砲である。

第二段階<連合体の道徳性>

正義、公正、忠誠、信頼、誠実、不偏性といった一連の協力の徳目によって特徴づけられる。またここでの典型的な悪徳は、貪欲、不公正、不正直、詐欺、ひがみ、偏見である。

第三段階<原理の道徳性>

権威や与えられた標準に合わせるのではなく、みずからの判断とおこないを自分が選んだ道徳原理によって律する段階。

★ 「社会連合」 (social union)

⇒個人の自律と社会の客觀性を兼備してくれる社会像。

⇒構成員たちが自由な制度によって引き出されるお互いの美質と個性を享受しあうような人間共同体の觀念。

★ 「嫉み」

⇒他の人びとが自分より幸福に見える状態を敵意をもって眺める性向。

★幸福であるために⇒合理的な人生計画の達成だけでなく、その成就が持続するだろうとの合理的確信も必要。

❖ 『正義論』 詳細^{iv}

第一部 理論

第一章 公正としての正義

- ・ 正義⇒社会の諸制度がまずもって發揮すべき効能 (6 頁)
- ・ 正義にかなった社会⇒<対等な市民としての暮らし> (equal citizenship) を構成する自由はしっかりと確保されている。つまり正義が保証する諸権利は、政治的な交渉や社会的な利害計算に左右されるものではない。 (6 頁)
- ・ 秩序だった社会⇒ (1) 他の人々も同一の正義の諸原理を受諾しており、かつ (2) 基礎的な社会の諸制度がそれらの原理をおおむね充たしており、人びともそのことを知っている。
- ・ こうした秩序だった社会を統制するのが、正義の諸原理
- ・ <原初状態>⇒①誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていない (18 頁) ②契約当事者たち (parties) は各人の善の構想やおのれに特有の心理的な性向も知らない (18 頁) ③道徳的人格 (moral persons) であるすべての個人にとって公正なもの (18 頁) ④適切な<契約の出発点をなす現状> (initial status quo) であって、そこで到達された基本合意は公正なものとなる (18 頁)
※道徳的人格⇒自分自身の諸目的を有しかつ (さらなる想定として) 正義の感覚を發揮できる合理的な存在者 (18 頁)
- ・ 正義の諸原理⇒①<無知のヴェール> (veil of ignorance) に覆われた状態のままで選択される (18 頁) ②公正な初期状態において合意されるもの (18 頁)
- ・ 初期状態の人びとが選択する 2 つの原理⇒<第一原理> : 基本的な権利と義務を平等に

割り当てる要求／<第二原理> : 社会的・経済的な不平等（たとえば富や職務権限の不平等）が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益（そして、とりわけ社会で最も不遇な [=相対的利益の取り分が最も少ない] 人びとの便益）を補正する場合に限られる（21-22 頁）

- ・功利主義⇒社会に帰属するすべての個人の満足を総計した正味残高が最大となるよう、主要な制度が編成されている場合に、当該の社会は正しく秩序だっており、したがって正義にかなっている（32 頁）
 - ・目的論的な理論⇒善は正から独立に定義されるという点を明記（35 頁）
 - ・古典的な形態における効用原理 [=功利主義] ⇒善を欲求の満足だと定義
 - ・功利主義の正義観⇒ひとりの人間が自分の満足を時間の流れに沿ってどう分配するかは（間接的な場合を除いて）重要ではないのと同様、諸個人の間で満足の総和がどのように分配されるかも（間接的な場合を除いて）重要問題にはならない（37 頁）
 - ・契約説と功利主義との相違点⇒①正義の優先権に関する私たちの確信 [=判断] を全面的に信頼できるものとして承認するのが契約説であるのに対して、それらの確信を社会的に有用な幻想のひとつに過ぎないと見なすのが功利主義／②ひとりの人にとっての選択原理を社会にまで拡大適用するのが功利主義であるのと違って、契約説の一見解である「公正としての正義」のほうは、社会的選択の諸原理（したがって正義の諸原理それ自体）を原初的な合意の対象だと想定（41 頁）／③功利主義は目的論的な理論であるのに対して、<公正としての正義>はそうではない（42 頁）
 - ・<原初状態>の諸個人⇒効用原理を却下し、その代わりに<正義の二原理>を採択
 - ・<公正としての正義>という構想の中枢的な特色⇒<公正としての正義>において、正の概念が善の概念に対して優先権をもっている（44 頁）
 - ・直観主義⇒これ以上数を減らせない複数の第一原理の一郡が存在しており、そのため原理の比較考量を行わざるをえない、と説くものであって、第一原理群を互いにどのように釣り合わせれば（私たちの熟考された判断において）最も正義にかなうのかを自問する学説（48 頁）
 - ・直観主義の 2 つの特徴⇒①直観主義は<第一原理群の複数性>を本質としており、それらの第一原理群は相互に対立し、特定の類型の事例に対して相矛盾する指令を下すことがある／②こうした原理を互いに比較考量するための明示的な方法も優先順序を定めるルール（priority rules）も直観主義には含まれない（48 頁）⇒私たちは直観によって、つまり私たちにとって最大限ほぼ正しいと思われることがらを持ち出すことによって、諸原理をうまく両立させるほかに手はない（48 頁）
 - ・直観主義⇒競合する正義の諸原理にそれぞれ相対的な重要性を割り振るという問題に建設的な回答を与えることはできないと考える⇒私たちは自分の直観力に依拠せざるをえない（58 頁）
- ⇒古典的功利主義は優先順序の問題と真っ向から立ち向かうに当たって、直観に依拠す

ることを避けようと努めてきた (58 頁)

・複数の原理が並立する事態を超克しえない可能性があることを認めなければならぬが、判断への直接的な訴えかけを少なくするよう努力しなければならぬ (\because 人びとが (たぶん往々そうしているように) 究極の原理を個々ばらばらに釣り合わせるならば、人びとが抱く正義の構想も種々別々のものになってしまうから (59 頁))

・直観の役割 \Rightarrow <公正としての正義>においていくつかの仕方をもって制限されている

・原初状態の当事者たち \Rightarrow 正義の諸原理どうしをどのように釣り合わせたらよいのかについて、何らかの合意に到達するよう努める (60 頁)

・<公正としての正義>における正義の諸原理 \Rightarrow 自明なものと考えられているのではなく、[原初状態において] 選択されるであろうという事実によって正当化される (60 頁)

・逐次的順序／辞書式の順序 (lexical order) \Rightarrow 順番としてまず第一原理を充たしてから第二原理に移行し、第二原理を充たしてから第三原理を考慮し……等々を要求する順序 (60 頁) \Rightarrow 順序づけにおいて先行する諸原理は、後続のものに対していわば絶対的な重みづけを有しかつ例外なしに妥当する (60 頁)

・問い合わせをいつそう限定することおよび道徳的判断の代わりに処世知的な判断を用いることによって、直観への依存を少なくすることができます (62 頁)

・<公正としての正義> \Rightarrow <原初状態で選ばれる諸原理が私たちのしっかりした判断と適合する諸原理と同一であり、したがってそれらの原理は私たちの正義感覚を記述している> (68 頁)

・<反照的均衡> \Rightarrow [①狭義には] ある人の現行の判断と (軽微な不一致を除いて) おおむね合致する [正義感覚の] 記述のみを提示する場合と [②広義には] 当人の判断 (およびそれらを支持する哲学的な議論で関連するものすべて) を従わせられそうなあらゆる [正義感覚の] 記述を提示する場合 (69 頁) \Rightarrow 道徳哲学において人が携わっているのは、第二の種類の<反照的均衡>

・<公正としての正義>の主張 \Rightarrow [正義の] 二原理が功利主義や卓越主義といった伝統的な正義構想よりも選好され、原初状態において選択されるということ。そして、[道徳哲学の伝統において] 承認されてきた代替案よりもこの二原理のほうが熟考・反照を経た私たちのしっかりした判断といつそう合致するものであるということ。 (69 頁)

第二章 正義の諸原理

・正義の理論 \Rightarrow (1) 初期状態の解釈およびその場で選択対象となりうる各種の原理の定式化、(2) こうした諸原理の中から実際に何が採択されるのかを確証する議論 (75 頁)

・<正義の二原理> (暫定的) \Rightarrow [第一原理] : 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な [=手広い生活領域をカバーでき、種類も豊富な] 制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な枠組みといつても [無制限なものではなく] 他の人びとの諸自由の同様 [に広範] な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。／ [第二

原理] : 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない—

(a) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ (b) 全員に開かれている地位や職務に付帯する [ものだけに不平等をとどめるべき] こと。(84 頁)

⇒不正義 : 全員の便益とならない不平等 (86 頁)

・二原理が制度に適用される場合 ⇒ ①二原理に示された権利と基本的な自由は、ともに基礎構造の公共的なルールによって規定されるものとなる。②原理が個人を名指したり、不平等から各人が利得を得るべきだと要求したりする場合、指示対象となるのは基礎構造が確立した多様な社会的地位もしくは職務を代表するにふさわしい個人 (representative persons) である。(88 頁)

・<自然本位性的自由の体系> ⇒ 「[1] 効率性原理を充たしており、[2] 地位を求めて努力する意欲と能力を兼備した人びとにもろもろの地位が開かれているような、基礎構造」(91 頁) が正義にかなった分配をもたらす

・<リベラルな平等> ⇒ 社会的な偶発性および自然本位的な運／不運が分配上の取り分に及ぼす影響力を緩和・軽減しようとする (99—100 頁)

・<自然本位性的自由の体系>/<リベラルな平等> ⇒ 不安定きわまりない ⇒ : 社会的な偶発性もしくは自然本位的なチャンスのいずれか一方が分配上の取り分の決定に関してふるう影響力をいったん憂慮しあげると、翻って残る他方の影響力についても懸念せざるをえなくなるから (101 頁) ∴ <デモクラティックな平等> が最も適しているといえる

・<デモクラティックな平等> ⇒ 公正な機会均等の原理と格差原理とを組み合わせたところに成り立つ (102 頁)

・<第二原理> (改訂) ⇒ 社会的・経済的な不平等は次の二条件を充たすように編成されなければならない— (a) そうした不平等が最も不遇な人びとの期待便益を最大に高めること、かつ (b) 公正な機会の均等という条件のもとで全員に開かれている職務や地位に付随する [ものだけに不平等をとどめるべき] こと (114 頁)

・格差原理における個人間比較の客観的根拠の確立法 ⇒ ①最も不遇な地位を代表する人物の同定ができさえすれば、それ以降に必要とされるのは暮らしのよさの序数的判断のみとなる / ②個人間比較の基礎を単純化 (∴ 個人間比較は社会的基本財の予期という観点から [のみ] なされるから) (124 頁) ※社会的基本財 = 権利・自由・機会・所得・富

・格差原理 ⇒ 諸制度の相対的枠組みが社会の効率性やテクノクラシー的価値観をもはや重視することのないように、社会の基礎構造の達成目標を切り替える。／生まれつきの才能の分配・分布を (いくつかの点で) 共通の資産と見なし、この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的諸便益を分かち合おうとする、ひとつの合意を実質的に表している。(136—137 頁)

・二原理 ⇒ 運の気まぐれに対抗する公正な方法のひとつ (138 頁)

・格差原理 ⇒ 互恵性の構想のひとつを表明／相互便益の原理のひとつ (138 頁)

・格差原理 ⇒ 友愛の根本的な意義を表現

- ・友愛⇒社会から得られる尊重の一定の平等を表すもの／<暮らし向きのあまりよくない他者の便益にならないとすれば、より大きな利益を占めることを望まない>/格差原理の要求事項を組み込んでいる (142 頁) /社会の基礎構造の決定的な要求事項を課すものである (143 頁)
- ・<自由>は第一原理に、<平等>は第一原理における平等の理念と公正な機会均等とに、<友愛>は格差原理に対応する (143 頁)
- ・正義の義務⇒基底をなす自然本性的な義務のひとつ
※自然本性的な義務⇒私たちの自発的行為とは無関係に私たちに適用される (154 頁) /対等な道徳的人格としての全員に対して通用する (155 頁)

第三章 原初状態

- ・<原初状態>⇒そこにおいて達成されるどのような合意も公正であるような現状/当事者たちが道徳人格として対等に表象・代表されており、かつその帰結が気まぐれな偶発性や社会的勢力の相対的なバランスによって左右されることのない事態 (162 頁)
- ・諸原理を承認することが原初状態の完全な記述と首尾一貫する唯一の選択 (163 頁)
- ・<正義の情況> (circumstances of justice) ⇒人間の協働を可能かつ必要なものとする、通常の状態 (170 頁) ⇒①人間の協働を可能かつ必要にする客観的・客体的な情況/②協働の諸主体、すなわち一致協力している人びとに関連する側面に相当する、主観的・主体的な情況 (170–171 頁)
- ・<正の概念の諸制約>⇒自由に選べる複数の選択候補や自分たちの情況に関する知識を制限
- ・原理は<一般的> (general) でなければならない
- ・原理は適用に際して<普遍的> (universal) でなければならない
- ・<公示性> (publicity)
- ・対立する複数の権利要求の〔優先順序を定めてくれる〕<順序づけ> (ordering) を正の構想が課すべきだというもの
- ・<最終性> (finality) 一当事者たちは、原理の体系を実践的推論における最終の控訴裁判所だと見極めねばならない
- ・正義の構想の望ましい特徴⇒それが人びとが互いに払う敬意を公共的に表明するはずのものだという点⇒人びとは自分自身に価値があるという感覚を確実にする⇒二原理はこの目的を達成⇒∴社会がこの二原理に従うならば、すべての人の善は相互便益の制度枠組みの中に含められ、各人の奮闘努力の賜物である制度の内部で人びとの善を公共的に肯定・擁護することを通じて、人びとの自己肯定感 (self-esteem) が支えられるから (243 頁)
⇒功利主義的な制度枠組みにおいては、自己肯定感の減退が避けがたいコストとして現れる
- ・正義の諸原理⇒社会の基礎構造において、お互いをたんなる手段としてのみではなく目

的それ自体として扱いたいという人びとの要求を明示している (243 頁)

- ・無知のヴェール⇒ [1] 当事者たちは、おのれの特定の達成目標と人生目的に関するどのような知識も持っていないこと／ [2] 彼らには歴史上の記録というものが知らされていないこと (249 頁)

第二部 諸制度

第四章 平等な自由

- ・正義の諸原理⇒ [1] 実際に有効な政治的構想を定義しうる／ [2] 私たちのくしっかりした判断に対する妥当な近似にしてかつそれらを拡張したものとなっている (265 頁)
- ・正義にかなった憲法⇒正義にかなった結果を確実なものとするために編成された、正義にかなった手続き (268 頁)
- ・<公正としての正義>という構想⇒ [1] 既存の理論がそうである以上に、私たちのくしっかりした判断に合致しつつ正義が及ぶべき範囲を定義している／ [2] 既存の理論以上の鋭敏さをもって、社会が回避すべき深刻な不正をえぐり出してくれる (273 頁)
- ・基本的諸自由は一体として、つまりひとつのシステムとして評価されるよう留意されなければならない／基本的自由を規定するにあたり、適度に好ましい条件下では、各種の基本的自由がねらいとする最も中心的な適用領域を同時に確保し、かつそれぞれの自由の最も根本的な利害関心を保護する方法が、必ずあると想定する／基本的自由に関する以上の明確な説明をもってするならば、制度あるいは法律が実際に基本的自由を制限するのか、それともたんに統制するだけなのかは、大部分において一目瞭然となるものと想定されている (275—276 頁)
- ・自由は<対等な市民としての暮らし>に含まれる複数の自由の完結したシステムとして表されるものであり、人びとと集団にとって自由の真価は、このシステムが規定する枠組みの内部で自分たちの人生目的を促進する人びとと集団の力量によって決まる (277 頁)
- ・良心の自由の平等⇒原初状態にある人びとが承認しうる原理
- ・[1] 公共的なことがらに関与する平等な権利を、憲法が確立・確証すべきこと／ [2] 複数の自由の公正な価値を維持するために措置が講じられること (308 頁)
- ・優先権のルールの要求すること⇒相対的に恵まれない人びとは、自分の政治的自由が制限されることによって、自分たちの残りの自由がよりよく保護されるようになるのと引き換えに、権利の不平等を受諾するだろうということ (313 頁)
- ・刑罰⇒自由それ自体のために承認されている (325 頁)
- ・自由の優先権⇒平等な自由の原理が正義の第二原理に優位するということ (329 頁)
- ・第一原理（再定式化）⇒各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全体システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全体システムといつても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない (337 頁)

- ・正義の原理⇒定言命法とも類比的に捉えることができる⇒カントの理解における定言命法とは、自由かつ平等な理性的存在者としての自然本性を理由に、個人に適用される振る舞いの原理だからである（341 頁）
- ※正義の原理から行為するということ⇒定言命法から行為するということであり、それは私たちの具体的な達成目標が何であるかにかかわらず私たちに正義の原理が適用されるという意味においてである（341 頁）
- ・相互に利害関心を持たない（公平無私）という動機づけに関する規定⇒カントの自律の観念に匹敵するもの（342 頁）

第五章 分配上の取り分

- ・<公正としての正義>⇒アприオリな熟慮を持ち出さずに、社会システムを評価するためのアルキメデスの点を設ける（352 頁）
- ・公共財⇒〔1〕不可分性と〔2〕公共性という二つの特徴を有している（358 頁）

※フリーライダーの問題

- ・<後ろ盾となる諸制度>の存在⇒市場システムは平等な諸自由および公正な機会均等と同じくに両立可能である（366 頁）
- ・公正な機会均等⇒同様な意欲を有する人びとに教育を積む同等のチャンスを保証し、関連する義務および任務に無理なく結びついた資質と努力に基づいて、地位と職務を全員に開かれたものとする、制度の一定の集合（373 頁）
- ・正義の理論が規定するもの⇒個人の達成目標と欲望とが自生的に整合することが（強制や企図の結果として生じるのではなく）理想的な善と矛盾しない適正な調和状態を表現するものとなる、諸条件（378 頁）
- ・正義の二原理（完全版）

第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといつても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない

第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

- (a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇の人びとの最大の便益に資するように。
 - (b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔もとのだけに不平等がとどまる〕ように。
- ・所得と富、そして人生において善いとされる事物⇒道徳上の功績（moral desert）に応じて分配されねばならない。（413 頁）
 - ・個人と集団は正義にかなった制度編成へと参画していくにつれて、公共的に承認された

諸ルールが規定する相互の権利要求を獲得するもの (413 頁)

- ・混成構想⇒正義の第二原理の代わりに効用基準や他の基準をもちいるものだと定義されたもの⇒すべての混成構想は第一原理を受け入れているということ、したがって平等な諸自由の第一義的な位置づけを認めているのだということが、直ちに強調される必要がある (420 頁)

第六章 義務と責任

- ・最も重要な自然本性的な義務⇒正義にかなった制度を支えかつ推進する義務

義務⇒①正義にかなった制度が存在しつ私たちに適用される場合には、私たちは制度における役割に従いそれを果たさなければならない／②正義にかなった制度編成が存在しない場合（そして少なくともほとんど私たちに負担をかけないで、そうした制度編成の設立を手伝える場合）、私たちはその設立を支援しなければならない (442 頁)

- ・<相互尊重の義務>⇒道徳的存在者、つまり<正義の感覚>と<善の構想>を有する存在としての人格に払われるべき尊重を、その人に対して示す義務 (446 頁)

・<相互尊重の義務>の示され方⇒ [1] 他者の情況を彼らの観点すなわち当人たちの善に関する構想の見地から見ようとする、私たちの意欲において／ [2] 他者の利害関心に実質的な影響が及ぶ場合にはいつでもおのれの行為の理由を述べる準備が私たちの側にあることにおいて (446 頁)

- ・公正の原理⇒①私たちが責務を負うようになる仕方をつまりさまざまなことを自発的に為すことによって責務を負うようになる仕方を、記述する。／②問題となる制度が申し分なく正義にかなったものではないにせよ、少なくとも個々の情況下で無理なく予期しうる程度に正義にかなったものとなる条件を定める。 (454 頁)

- ・忠誠の原理⇒真正な約束は守られるべきであるとの原理 (457 頁)

※約束を守るという責務こそ、公正の原理の帰結 (458 頁)

※約束したことを履行する責務を公正の原理によって負うことになる (459 頁)

- ・不正義の生じ方⇒ [1] 現行の制度編成がおおむね正義にかなっている公共的に受け入れられた諸基準からさまざまな度合で外れているとき／ [2] そのような制度編成が社会の正義の構想あるいは支配階級の見解に従うものであるが、その構想それ自体が妥当でなく、また多くの場合に明らかに正義にもとっているとき (465 頁)

- ・多数決ルール⇒正義の諸原理が先行して定めた一定の目的を実現するための最も実行可能な方法として採択される (477 頁)

- ・市民的不服従の理論⇒①〔市民的不服従という〕この種の異議申し立てを定義し、デモクラティックな権威に対する他の形態の反対行動と区別すること／②市民的不服従の根拠と、そのような活動が（およそ）正義にかなったデモクラティックな体制において正当化される条件とを、提示すること／③憲法システムにおける市民的不服従の役割を明らかにし、自由な社会におけるこの抗議様式の妥当性を説明すること (479 頁)

総合政策学部 4 年
学籍番号 : 70806181
ログイン名 : s08618mn
野原将司

- ・市民的不服従の定義⇒通常は政府の法や政策に変化をもたらすことを達成目標として為される、公共的で、非暴力の、良心的でありながらも政治的な、法に反する行為 (480 頁)
- ・市民的不服従⇒政治権力を握る多数派に宛ててなされるという意味においてのみならず、政治的原理一つまり憲法と社会的制度一般とを統制する正義の原理一によって導かれかつ正統化される行為であるという意味においても、政治的行為だということ (482 頁)
- ・市民的不服従は公共的な行いである (482 頁)
- ・市民的不服従⇒憲法システムを安定的なものとするための装置のひとつ (504 頁)
- ・市民的不服従は正義にかなった制度を維持し強化するのに役立つ。その役目は、法への忠誠の範囲内で不正義に抗うことで、正義からの脱却を防ぎ、またそのような退去が生じた際それを強制することにある。 (504 頁)

第三部 諸目的

第七章 合理性としての善さ

- ・<希薄理論> (thin theory) ⇒正義の構想を論証するために用いられる善の理論は必要最低限のものに制限される (518 頁)
⇒基本財に対する合理的な選好を説明し、そして原初状態での原理の選択の基礎をなす合理性の観念を解明するために必要 (520 頁)
- ・[「善さ」を評価する] 視点は事例ごとに異なり、善さの定義は視点を確定するため的一般的な定式を含んではいない、ということ。このようなことから [=「善さ」を評価する基準や視点] は必要に応じて説明されるか、文脈から推測されるかのいずれかに収まる。
(529 頁)
- ・ものごとを善もしくは悪と判断する視点に関して、必然的に正当な (right) ものや道徳的に精確 (correct) とされる視点は存在しない (529 頁)
- ・善の定義⇒各種の事物に、それによってその種の事例が評価されることになるところの一組の特性 (すなわちその種の事物に関して欲することが合理的である特性) を割り当てるもの (532 頁)
- ・合理的な人生計画⇒ある特定の人に関するすべての価値判断が下され、最終的にはその判断を整合的なものにするための基礎的な視点を確立する (537 頁)
- ・合理的な個人はつねに、自らの計画が最終的にどのような結果になろうとも、自分を決して非難する必要がないように行はるべきである (555 頁)
- ・自尊⇒①自分自身に価値があるという感覚を含む／②自分の能力の範囲内にある限り、おのれの意図が実現できるという自己の才能に対する信頼を、自尊は合意している (578 頁)
- ・人びとが自分自身を尊重し、そして相互に尊敬し合うための条件は、人びとの共通の計画が合理的であり、かつ補完し合うということを要求しているように思われる (579 頁)
- ・各人が所属しておりかつ当人の目的を追求する努力が仲間たちによって確証・肯定され

ていることが分かるような、利害関心が共有された共同体が少なくともひとつは各人にと
って存在せねばならない (580 頁)

- ・卓越⇒私たちが備えることを欲することが誰にとっても (私たち自身を含めて) 合理的
であるような、人の特性や才能に相当 (582 頁)
- ・卓越は人間が繁盛するための一条件であり、すべての人の観点からしても善となる (582
頁)

・正と善との間の相違点

⇒①正義の原理 (そして正の原理一般) は原初状態で選択されると考えられる原理である
のに対し、合理的選択の原理や熟慮に基づく合理性の基準は、そこで選択される対象では
まったくない (586 頁) / ②個々人の善の構想が大いに異なるはずであることは概して善い
ものである一方で、正の構想に関してこのことは当てはまらない (587-588 頁) / ③正義
の原理が適用される場合その多くは、無知のヴェールによって制限される一方で、ある人
に関する善の評価は事実についての十全な知識に頼ってもよい (589 頁)

第八章 正義感覚

- ・秩序だった社会⇒ [1] 他の人びとも同一の正義の原理を承認しており、そして [2] 基
礎的な社会の制度がその原理を充たしかつ充たしていることが周知されている (595 頁)
- ・<公正としての正義>⇒大きな安定性を持つ見込みがある (598 頁)
- ・安定性⇒制度が変更をこうむるとしても、新たな社会情況をにらんで調整がなされるな
らばなおそれらの制度は正義にかなっている (600 頁)
- ・共同体の成員たちによって共有されている正義感覚が [システムの安定性を維持する上
で] 基底的な役割を果たしている (600 頁)
- ・道徳的発達の順序

<権威の道徳性>

⇒ [ルールに従うことから生じる] 帰結を考察するのは私たちではなく、権威のある人に
委ねられている。重んじられる美点・徳は権威を持つ人びとにに対する服従、卑下、そして
忠誠であり、主要な欠陥・悪徳は不服従、頑固さ、そして蛮勇である (612 頁) / 権威の道
徳性は基礎的な社会的制度編成において限定的な役割しか有しておらず、問題となってい
る実践・慣行が課す特異な要望事項が特定の個人に指揮と命令の特権を与えることを必須
のこととする場合にのみ、正統化されうる。いかなる場合でも権威の道徳性の作用域は、
正義の原理によって律されている。 (613 頁)

<連合体の道徳性>

⇒内容は、個々人が所属しているさまざまな連合体における当人の役割に適合した道徳的
規準によって与えられる／基準は、権威を持つ人びとの是認や否認によって、もしくは集
団の他の成員によって当人に植えつけられる (613 頁)

- ・お互いを対等でありかつ友人にして仲間であると見なしている社会の成員が、すべての

人の相対的利益になると知られており、共通の正義構想によって律せられる協働のシステムに参加しているという道徳性（619 頁）

＜原理の道徳性＞

⇒ [1] 正と正義の感覚に対応する道徳性と [2] 人類愛や自制に対応する道徳性という二つを帯びる（627 頁）

・正義感覚を欠いており、自己利益や便宜が促す場合を除いては、正義が要求するようには決して行為しないような人は、友情や愛情、そして相互信頼の絆を有していないのみならず、憤慨や義憤を経験することもできない、と言ってもよからう。その人は特定の自然本性的な態度と、とりわけ基本的な類いの道徳感情とを欠いている。換言すれば、正義感覚を欠いている人は、人間性（humanity）という観念の下に包摂される、特定の基底的な態度と能力が欠如している。（640 頁）

・公共的な正義感覚によって統制されている社会は、内在的に安定的である（652 頁）

・＜公正としての正義＞が無理なく安定的な道徳的構想であることは疑いえないようと思われる（652 頁）

・＜公正としての正義＞によって統制されている社会システムにあっては、他の人びとの善との同一化、および、彼らが行うことを私たち自身の善の一要素として評価することは、非常に搖るぎないものになると思われる（655 頁）

・平等という概念が適用される三つのレベル

⇒①規則の公共的なシステムとしての制度の管理・運営に対して ⇒ 平等は本質的に＜規則正しさとしての正義＞を意味／②制度の実質的な構造に対して／③平等な正義を要求する視覚があるのは、まさしく道徳的人格（moral persons）である（660—661 頁）

※道徳的人格 ⇒ ①道徳的人格は自分の善についての構想（合理的な人生計画によって表明されるような）を抱くことができる（そして抱いていると規定される）／②道徳的人格は正義感覚、すなわち、正義の原理を適用し、それらに基づいて行為したいという通常は実効的な要求を、少なくとも若干の最低限度までは抱くことができる（そして身につけていると想定される）（661 頁）

第九章 正義の善

・自律的に行行為するとは、自由で平等な理性的存在者として私たちが合意すると考えられる原理、私たちがこのような仕方で理解すべきだとされる原理に基づいて、行為することに等しい（676 頁）

・秩序だった社会それ自体が社会連合の一形態である

⇒ <複数の社会連合から成るひとつの社会連合> (a social union of social unions) ⇒ [1] 正義にかなった制度を成功裡に運営することが、社会のすべての成員に共有されている最終目的であり、[2] こうした制度形態それ自体が善きものとして尊重されている（691 頁）

・正義にかなった集団的な活動こそが人間の繁栄・隆盛の傑出した形態である（693 頁）

総合政策学部 4 年
学籍番号 : 70806181
ログイン名 : s08618mn
野原将司

- ・秩序だった社会は他のどの社会にも劣らず、敵意に充ちた嫉みの発生を防ぐ建設的な対抗策を提供するように思われる (705 頁)
- ・<有力な人生目的> (dominant end) が幸福の決定要因をなすと考える誘惑が存在 (719 頁)
- ・正義の原理はおおむね明確な社会的な達成目標と制約を示している。ひとたび制度の一定の構造が実現されたならば、私たちは自由に (その制度編成が許容する範囲内で) 自分らの善を決定しかつ追求することが可能になる (744 頁)
- ・目的論的な理論⇒善を限局的に (たとえば経験のおおよそ同質的な性質もしくは属性として) 定義し、何らかの総計高にいたるまで最大化しうる外延量と見なしている (744 頁)
⇒契約説⇒正しい運営・振る舞いの構造形態の系列を徐々に明確化し (したがって、各形態はそれに先立つ形態の枠内に配置される)、全体に関する一般的な枠組みから発して、各部分をますます明確に描き出す決定にいたる (744 頁)

❖ 『正義論』に対する批判者たち^v

I、ロバート・ノージック

- ・リバタリアニズム（自由至上主義）の立場からの批判である。
- ・政治的自由を擁護しながら経済的自由の制限（政府の市場介入や累進的所得税による再配分など）を要求するロールズのニューディール型リベラリズムを打倒し、古典的自由主義の現代版、リバタリアニズム（自由至上主義）を全面展開しようとした
⇒3Points : (1) 暴力・盗み・詐欺からの保護、契約の履行の強制に限定される「最小国家」のみが道徳的に正当とされる。(2) それ以上の機能（所得の再配分など）を果たそうとする「拡張国家」は、人びとの権利を侵害するゆえに正当化されない。(3) 最小国家は道徳的に正当であるだけでなく、ユートピアとしての魅力もじゅうぶんに備えている。
- ・ノージック流正義論=<権限理論>
(1) 財の取得における正義の原理（取得の正義に関する原理に従って財を取得する人は、その財に対して権限を有する）／(2) 移転における正義の原理（財に対して権限を有する人から移転の正義原理に従ってその財を取得する人は、財への権限を有する）／(3) (1、2 を満たさない) 不正義を矯正する原理（1、2 の規定の〔繰り返しによる〕適用以外によっては、だれもある財に対する権限を有さない）
・なぜ「原初状態」の当事者たちが個人ではなく、集団に焦点を合わせたマクロ的原理（とりわけ格差原理）を選択するといえるのか？
・[ロールズ]：全生産物が社会的協力の成果であり、したがってそれを分配するのが「社会的」責任であると考えている⇒ [ノージック]：協力といつてもそれは交換の連鎖からなるもので、協力によって生じる産物は分配のための共有物ではありえない

II、M.J. サンデル

・コミュニタリアン（共同体主義者）の立場から批判。

・ロールズによる原初状態における人格の描写

⇒選択性能のない「極端に非身体化された主体」の描写

⇒「原初状態に埋め込まれている人格の概念は、あまりに形式的・抽象的に過ぎ、つまりあまりに偶然的要素から超越しているので、それでは[基本原理の選択に]欠くことのできない諸々の動機づけの説明ができないのである」(Sandel 1982, 27-8, 四七)

⇒But・・・「ロールズの立場においては、どのようなものであれ何らかの自我と目的についての説明によって、自我がその目的といかに区別されそしていかに関係づけられるか、が示されなければならない」

⇒自我は、自分の目的を選択する(目的との結合を意味する)ものである

⇒But・・・①ロールズのいう人格⇒何ら有意味な形で選択することができない／②ロールズの擁護する理論⇒最終的に、独立に同定可能で目的に先立つ自我の観念ではなく、「間主観的自我の概念構成」に依拠することになってしまっている

⇒<①について>

・原初状態の人びとは実際に選択するのではない (∴一定の諸原理だけを選択したいと「欲する」ことが担保されるように設計されているから)

→自発性ほぼなし

→原初状態のひとびとは契約を決断したり合意を選択したりすることはできない

→彼らは全く同一に位置づけられている

→∴原初状態には一人の人間しか存在しない

→合意・・・複数の人間たちが行動の諸原理を受け入れるというものではなく、一人の人間がある命題との間で行うもの

→原初状態における契約上の合意・・・原理の選択にかかる主意主義 (voluntarism) を体現しているのではなく、何が正しい原理かを、発見したり理解できるようになったりするという形の認知主義 (cognitivism) を体現している

→∴原初状態においては、諸原理は選択されるのではなく発見される

<②について>

・自我は目的に先行し、選択によってそれらと結びつけられるというロールズの見解

→But・・・自分の議論が人びとの何らかの共同体の存在を前提にしている、ということを認める方向へと、自分の立場の論理によって絶えず引きずられる

→そしてロールズは、共同体は独立した個々人の結合の産物であり、そしてその共同体の価値はこうした個人たちを結び付けている諸条件の正義によって評価されるべきだとする

→サンデルを含めた共同体論者は、様々な結合体を形成するための合意をしたり合意の条件に同意を与えることができる個人の存在そのものが、ある共同体の存在を前提しているから、上のような形で共同体を考えることは無意味だとする

III、アマルティア・セン

- ・ロールズのナイーブな功利主義批判を「効用主義」(帰結の善し悪しが関係者の主観的快 = 「効用」のみから判定できるとする立場)に対する批判として洗練・強化するとともに、ロールズの正義論が財=モノの分配にとどまっているところを問題視する。
- ・ロールズが主観的な「効用」ではなく客観的な「福祉」の個人間比較を求めていたのなら、社会的基本財の保有高を問うのではなく、その財を活用して人々がどれくらいの<生き方の幅>を実現できるかを比較しなければならない。
- ・そしてさらに、生き方の幅のうち、とくに人間生活の基本となる移動、衣食住、社会生活への参加などの項目は可能なかぎり平等化を図るべきだ。

❖ 参考文献

- アマルティア・セン『アイデンティティと暴力 運命は幻想である』、大門毅監訳／東郷えりか訳、勁草書房、2011
- イマヌエル・カント『実践理性批判』、波多野精一／宮本和吉／篠田英雄訳、岩波書店、1979
- 川本隆史『現代思想の冒険家たち Select ロールズ—正義の原理』、講談社、2005
- ジャン=ジャック・ルソー『社会契約論』、桑原武夫／前川貞次郎訳、岩波書店、1954
- ジョン・ロック『完訳 統治二論』、加藤節訳、岩波書店、2010
- ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』、川本隆史／福間聰／神島裕子訳、紀伊国屋書店、2010
- チャンドラン・クカサス／フィリップ・ペティット『ロールズ『正義論』とその批判者たち』、山田八千子／嶋津格訳、勁草書房、1996
- M. J. サンデル『リベラリズムと正義の限界 原著第二版』、菊池理夫訳、勁草書房、2009
- M. J. サンデル『公共哲学 政治における道徳を考える』、鬼澤忍訳、筑摩書房、2011
- ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア（上）』、嶋津格訳、木鐸社、1985
- ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア（下）』、嶋津格訳、木鐸社、1992

川本隆史『現代思想の冒険家たち Select ロールズ—正義の原理』、講談社、2005 を参照。
全文の引用箇所において、頁数の記述を割愛させていただいた。

ii //

iii //

iv ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』、川本隆史／福間聰／神島裕子訳、紀伊国屋書店、2010 を参照。なお、本項目の引用文は全て前書からのものである。

川本隆史『現代思想の冒険家たち Select ロールズ—正義の原理』、講談社、2005 およびチャンドラン・クカサス／フィリップ・ペティット『ロールズ『正義論』とその批判者たち』、山田八千子／嶋津格訳、勁草書房、1996 を主に参照。全文の引用箇所において、頁数の記

述を割愛させていただいた。